

「鎌倉市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）」パブリックコメントにおける意見一覧

No	意見	意見に対する市の考え方
1	300 平米以上で指定を受けるのはいいのですが、耕してない時はどうするかが問題です。公園にするなり、市が自然との調和を残しつつ公共・福祉のために即利用可能というお触れがないとだめだと思う。 「耕さず、利用せず」の税金逃れの土地があちこち増えないよう、きちんと条例を作るべきです。	今回の条例で定めることができる基準は、生産緑地法第3条第2項の規定により、区域の規模に関する条件に限定されていることを御理解いただきますようお願い申し上げます。いただきました御意見については、今後の都市計画行政の参考とさせていただきます。
2	今回の区域の規模の変更にに関して異論ございません。	引き続き、条例制定に向けて取り組んで参ります。
3	生産緑地地区の縮小は経済的に有効利用できなくなるので反対です。	生産緑地地区は、市街化区域において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に定めるものです。
4	掲題の件につきまして、ご意見申し上げます。 ①面積を 500 ㎡以上から 300 ㎡以上に引き下げる、との案ですが、どのような理由で引き下げるのかが不明です。 ②もともと生産緑地は、固定資産税の減額や相続税の繰り延べのために設けられたと思います。 ③また、農業を営む人の生活を考えて設けられました。 ④市街化区域で田畑があることは市全体から見れば不思議です。もっと良い活用方法があれば不必要だと思います。 ⑤ただ、「鎌倉野菜」がブランド化しているので、その面で役にたてば有益だと思います。 ⑥市全体の都市計画の中で有益か否かだと思います。 ⑦でなければ個人を優遇することになります。それでは税の公平性に反します。引き下げの理由が如何なる状況から出てきたか良く吟味して下さい。 以上	平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法が制定され、これに基づく都市農業振興基本計画において、市街化区域内の農地が「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として位置づけられました。 これにより、平成 29 年 6 月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の面積要件を条例で 300 ㎡以上まで引き下げるが可能となりました。 今後、人口減少を迎える中で、市街化機能が集約していく事を想定すると、小規模な農地等においても災害時の避難場所や延焼防止帯、生活の中で身近に触れ合える場等として緑地機能が発揮できると考えられるため、現在市街化区域に残されている農地を保全し、かつ、既指定の生産緑地地区の急速な解除を防止することを目的として、指定面積要件を 300 ㎡以上に引下げることにしました。 条例制定の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。
5	今までよりも緑地が保全対象として認められやすくなるのはとても良いと思います。 鎌倉から自然をとったら魅力がなくなってしまう、観光価値も居住価値も下げてしまいます。	農業生産のみならず、市民の皆様が生活の中で身近に触れ合える場等としての緑地機能が発揮できると考えております。 御意見を踏まえて、引き続き条例制定に向けて取り組んで参ります。

「鎌倉市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）」パブリックコメントにおける意見一覧

No	意見	意見に対する市の考え方
6	条例(案)を制定して、生産緑地面積を増やそうとする意図には賛成です。どの程度増加するか、また、税収の減少はどの程度か行政の立場で推定されていますか。	条例制定後、新たに生産緑地地区に指定可能となる対象は、300 ㎡以上の農地ですが、1筆では300 ㎡に満たない農地でも、一団で300 ㎡以上となる農地(100 ㎡×3 筆など)についても、一定条件のもと指定が可能となります。また、これまで500 ㎡以上で生産緑地地区に指定していなかった農地についても、指定下限面積の引下げによって、その一部を生産緑地にしたいという要望が出る可能性もあり、現時点で対象がどの程度あるかを把握するのは難しい状況です。 今回の条例化は、当初指定から30年経過した2022年の生産緑地地区の買取申出による解除に対応して、生産緑地地区の維持を図ることを目的としています。税収については、生産緑地地区の解除による税収増と新規指定による税収減の両方が見込まれますので、大幅減とはならないと考えています。 なお、本市における市街化区域内の農地(荒廃地含む)は、約40.4haあります。その内、現在指定している生産緑地地区が約17.2haあり、生産緑地のうち2022年に買取申出の対象となる農地は約14.6haあります。
7	条例(案)によれば、300 ㎡以上は指定可能となりますが、解除となって残された土地は小さく細切れとなり、利用方法が限られますが、スラム化しませんか。	現行では、生産緑地地区の一部が解除され、残りの敷地が500 ㎡の要件を欠くときには、残りの敷地についても生産緑地地区を解除することとなります(道連れ解除)。 条例制定後は、残りの敷地が300 ㎡の要件を欠くときには、残りの敷地についても生産緑地地区を解除することとなりますが、1筆では300 ㎡に満たない農地でも、一団で300 ㎡以上となる農地(100 ㎡×3 筆など)がある場合には、一定条件のもと指定が可能となるため、細切れによるスラム化は起きにくいと考えます。
8	買取申出は何ヘクタールですか。また、条例(案)によれば、何ヘクタールになりますか。推定されていればお知らせください。	1992年の当初指定後30年を経過する生産緑地地区の買取申出は、2022年から可能となるため、現在はありません。 また、2022年に買取申出の対象となる生産緑地地区は約14.6haあります。